

海外無許可業者にご注意！

【注意喚起】

商品先物取引法の許可を受けていない海外の業者が、日本居住者向けにバイナリーオプション等による商品先物取引の勧誘を行っている事例がインターネット上で散見されます。

バイナリーオプション等の商品先物取引を行うにあたっては、その業者が許可（我が国の「商品先物取引法」に基づく許可）を受けているかどうか必ず確認してください。主務省のWEBサイトで確認できます。

農林水産省WEBサイト（商品先物取引業者一覧）

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/gyousha.html>

経済産業省WEBサイト（商品先物取引業者一覧）

<http://www.meti.go.jp/policy/commerce/f00/f0000001.html>

<海外無許可業者とは・・・>

本店、支店その他の営業所又は事務所が海外に所在する業者であって、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第190条第1項の規定に基づく商品先物取引業の許可を受けていない者です。

<商品先物取引業>

日本国内で商品先物取引業を行う場合、主務大臣（農林水産大臣、経済産業大臣）の許可が必要です。

当該許可を受けずに国内で商品先物取引業を行うことは法律（商品先物取引法）で禁止されています。

安易な儲け話はありません！

海外無許可業者と関わらないことが大切です！

海外無許可業者との契約で問題が生じた時、業者の所在確認や業者を追及することは困難です。

